

奈良県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
藤原 綾美	大和郡山市南郡山町三三三一 一 サンハイム南郡山一〇一	令和六年七月一日
篠原 智也	とも鍼灸マッサージ治療院 生駒市東新町三一九 エクセ レンテファブリカー一〇一	令和六年七月一日